

伊東市地域おこし協力隊 募集要項(再募集)

(観光課勤務)

1 募集概要

伊東市では、各種イベントを通じたまちの活性化、地域資源を活用したプロモーション活動等に幅広く取り組んでいます。令和元年度にリニューアルした観光情報サイトやInstagram、フェイスブック等の SNS を活用した情報発信に力を入れており、令和2年度からはロケ誘致、支援を積極的に行い、ロケ実績による誘客促進施策であるロケツーリズムの推進にも取り組んでいます。

誘客促進及び地域活性化に必要なこれら施策を推進するため、伊東市地域おこし協力隊を次のとおり募集します。

【主な活動内容】

- ・観光情報サイト(伊豆・伊東観光ガイド:[https:// itospa.com](https://itospa.com))の更新及び記事作成のための情報収集、取材等
- ・観光課Instagram、Facebook での情報発信
- ・ロケ誘致、支援
- ・ロケ実績を活用した誘客施策の推進
- ・活動に必要な研修会、会議等への参加
- ・各種イベント業務の支援

2 募集対象及び募集人員

募集人員:1名

- (1)令和5年4月1日現在で20歳以上40歳未満の方。性別は問いません。
- (2)応募時点で、3大都市圏をはじめとする都市地域(過疎、山村、離島、半島等の地域以外)に居住している方で、採用後、伊東市に住民票を異動し、移住できる方。
※応募の時点で既に住民票が異動済みの方は、応募不可となります。
※三大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。
- (3)地域の活性化に意欲があり、活動地域に馴染む意思のある方。
- (4)心身ともに健康で、誠実に職務ができる方。
- (5)普通自動車運転免許を取得している方。
- (6)パソコン(Word、Excel、インターネット等)の一般的な操作のできる方。
- (7)地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方。
- (8)任期終了後、伊東市において起業、就職、定住に意欲のある方。
- (9)暴力団員、暴力団関係事業者に該当しない方

3 応募手続き

(1) 応募受付期間

令和5年5月22日(月)～令和5年7月31日(月)

(2) 応募方法

下記まで書類を直接持参いただくか、郵送してください。

令和5年7月31日(月)必着

(3) 応募先

〒414-8555

静岡県伊東市大原二丁目1番1号

伊東市役所 観光経済部 観光課 「地域おこし協力隊募集」宛

(4) 応募書類

- ・伊東市地域おこし協力隊申込書(様式1) 1通
 - ・住民票の抄本 1通(本籍・国籍の分かるもの)
 - ・地域おこし協力隊への応募動機(原稿用紙1枚程度:400字以内)
- ※提出書類は返却できません。

4 選考方法

(1) 第1次選考「書類選考」

- ・応募書類を基に、書類選考による第1次選考を実施します。
- ・選考結果は、応募者全員に文書を発送(令和5年8月中旬を予定)します。

(2) 第2次選考「面接試験」

- ・第1次選考合格者を対象に、伊東市役所において面接試験(令和5年8月下旬を予定)を行います。日時、会場等の詳細につきましては、第1次選考結果の通知とともに合格者にお知らせします。

※第1次選考合格者の人数や新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、オンラインでの面接になることがあります。

(3) 最終結果の報告

第2次選考の受験者全員に文書で通知(令和5年9月初旬を予定)します。

※選考の経過や結果についての問い合わせには応じられません。

(4) 選考にあたり、特に考慮する要件

- ・各種マーケティングやプロモーションに関する実務経験
- ・外国語通訳や翻訳の経験、英語、中国語等の外国語会話の可否
- ・グラフィックデザインやパソコン等による専門的な実務経験

5 勤務条件及び雇用形態等

主な内容・条件は次のとおりです。

勤務地	伊東市 伊東市役所内(観光課)
勤務開始日	令和5年10月2日(月) ※雇用契約は10月1日から
勤務時間	(1)勤務日数:週5日(土・日・祝日は原則休み) (2)勤務時間:9時15分から17時15分(1日7時間) (3)休日:土・日・祝日及び年末年始 (4)休暇:年次有給休暇は雇用期間に応じて規定日数付与されます。 (5)その他:活動内容や各種イベント業務の支援のため、勤務時間外又は休日に勤務することがあります。その場合は時間外勤務手当の支給又は振替休日対応となります。
雇用形態・期間	(1)伊東市会計年度職員(パートタイム)として雇用し、地域おこし協力隊員として伊東市長が委嘱します。 (2)委嘱期間は、令和5年10月1日(雇用契約日)から令和6年3月31日までとします。なお、活動に取り組む姿勢、業務の成果等により、次年度からは年度ごと委嘱し、最長3年を限度(令和8年3月31日まで)に再任できるものとします。 (3)地方公務員法第16条の欠格条項に該当した場合など、協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任期中であってもその任用を取り消します。
給与等	給与月額 <u>148,761円</u> ※在職期間に応じて期末手当が支給されます。なお、初年度の12月期末手当については、雇用期間が6カ月を満たさないため支給されません。 ※勤務時間に応じて時間外勤務手当を支給します。 ※退職手当は支給されません。
待遇・福利厚生	(1)社会保険等(健康保険、厚生年金、雇用保険)に加入します。 (2)規定の範囲内において、通勤手当を支給します。 (3)住居に関する費用は月額上限50,000円まで市が負担します。 (4)光熱水費については、月額上限20,000円まで市が負担します。 (5)通信運搬費(スマートフォン、固定電話、インターネット回線代金等)については、月額上限20,000円まで市が負担します。 (6)その他、活動に必要な経費(研修費・旅費等)は予算の範囲内で市が負担します。 (7)上記以外の経費は自己負担となります。

活動支援補助金	伊東市では、総務省が策定した「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき、地域おこし協力隊の任期終了の日から起算して前1年以内又は地域おこし協力隊の任期終了の日から1年以内に伊東市内において起業・事業承継に要する経費を補助(上限100万円)します。
その他	・受験のために必要な費用(交通費、郵便料等)は応募者の負担となります。 ・最終決定者が伊東市へ転居するにあたり発生する費用(引越費用、家財道具購入費、その他日用品購入費等)は、自己負担となります。 ・勤務時間外で職務に支障のない範囲等であれば、副業することができます。(事前相談が必要となります) ・日常生活における移動手段として自家用車等の持ち込みをお勧めします。 ・勤務条件等の詳細につきましては、伊東市会計年度任用職員に関する条例及び規則によります。

6 問い合わせ先

静岡県伊東市役所 観光経済部 観光課 観光プロモーション係

TEL0557-32-1711(直通) 担当:飯田

E-mail kankou@city.ito.shizuoka.jp

電話によるお問合せは、平日午前8時30分から午後5時15分の間をお願いします。